

財産区財産の売払いについて

下記の財産区財産（土地）の売払いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 物件の表示

所 在 地	地 目	処分面積	所有者
羽曳野市高鷲 5 丁目 427 番 1（斉藤池）	ため池	8,981.85 m ²	羽曳野市南 宮財産区・ 羽曳野市北 宮財産区
羽曳野市高鷲 5 丁目 427 番 2（斉藤池）	堤	402.94 m ²	
合 計	－	9,384.79 m ²	

- 2 売払い価格 370,000,000 円
- 3 売払いの相手方 大阪府藤井寺市沢田 3 丁目 6 番 48 号
ファミティホーム株式会社
代表取締役 八木 皐希子

令和 6 年 8 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創